

83 ページ 湯津上庁舎図書室および黒羽図書館所在地		92 ページ 那須中央病院、菅間記念病院診療科目		
名称	所在地	各病院にお問い合わせください		
湯津上庁舎図書室	湯津上 5-1081 湯津上庁舎内 TEL98-7037	98 ページ イ/ハ歯科クリニック・高根沢歯科医院		
黒羽図書館	堀之内 656-1 ピアートホール内 TEL59-0855	業務廃止		
98 ページ 医療法人大那				
事業者名	サービス区分	電話番号	FAX	所在地
だいなリハビリショートステイ	短期入所生活介護	20-3115	47-7269	紫塚 3-2633-10
だいな紫塚居宅介護支援センター	居宅介護支援	20-1517	47-7109	
だいな訪問看護ステーション	訪問看護	20-0733	20-3103	
だいなリハビリクリニック	通所リハビリ	20-2835	23-1205	紫塚 3-2633-12
	短期入所療養介護	20-3102	20-3103	
だいな紫塚ショートステイ	短期入所生活介護	48-7042	47-5947	紫塚 3-2633-12
だいな紫塚デイケア	通所リハビリ	20-5078	47-7169	
だいな紫塚ケアホーム	特定施設入居者生活介護	47-6064	47-6072	若草 2-1004-1
だいな若草居宅介護支援センター	居宅介護支援	20-1516	24-2580	
だいな若草デイサービス	通所介護	20-2223	24-2580	
だいな若草福祉用具レンタル	福祉用具貸与ほか	20-2235	47-5829	
だいな若草訪問介護サービス	訪問介護	20-5279	47-6489	
だいな若草認知症デイサービス	認知症対応型通所介護	20-2855	24-2580	

お詫びと訂正(大田原市  
くらしのガイドブック)  
平成26年3月に各戸配布し  
ました「大田原市くらしのガ  
イドブック」に誤りがありま  
した。お詫びして左表のと  
お訂正します。

なお、図書館開館時間が4  
月から変更しています。  
大田原図書館  
TEL (23) 4560  
問 政策推進課 A 2階  
TEL (23) 8701

各種相談

※開催日時は、5月15日(木)～6月14日(土)の期間のものを掲載しています。

相談	日時	場所	問い合わせ
総合行政相談	大田原地区 5月26日(月) 10:00～15:00	大田原市福祉センター	市情報政策課 A 2階 TEL (23) 8700
	湯津上地区 6月4日(水) 13:00～16:00	佐良土多目的交流センター	
	黒羽地区 9:30～12:00	黒羽・川西地区公民館	
人権相談	大田原地区 5月19日(月)・6月4日(水) 9:30～12:00	大田原市福祉センター	市総務課 A 2階 TEL (23) 1111
	湯津上地区 6月4日(水) 13:00～16:00	佐良土多目的交流センター	
	黒羽地区 5月20日(火)・6月4日(水) 9:30～12:00	黒羽・川西地区公民館	
心配ごと相談	大田原地区 毎週金曜 9:00～12:00	大田原市福祉センター	市社会福祉協議会 TEL (23) 1130
	湯津上地区 毎月第1水曜 13:00～16:00	佐良土多目的交流センター	市社会福祉協議会湯津上支所 TEL (98) 3715
	黒羽地区 毎月第1・3木曜 9:00～12:00	社会福祉協議会黒羽支所	市社会福祉協議会黒羽支所 TEL (54) 1849
市民無料法律相談(要予約)	毎月第4水曜 13:30～16:00	大田原市福祉センター	市総務課 A 2階 TEL (23) 1111
公正証書(法律)無料相談 (要予約)	毎月第4水曜 10:00～12:00 13:00～16:00	大田原公証役場	大田原公証役場 TEL (23) 0666
栃木県交通事故相談	毎週水・金曜 9:00～16:00	栃木県庁那須庁舎 那須県民相談室	交通事故相談用電話 TEL (23) 1556
不動産無料相談会(要予約)	5月22日(木)13:30～16:00 6月3日(火)13:30～15:30	不動産会館県北支部 (黒磯文化会館前)	(公社)宅建協会県北支部 TEL 0287(62)6677
自殺予防ののちの電話 フリーダイヤル	毎月10日8:00 ～11日8:00	—	フリーダイヤル TEL 0120(738)556
子育てに関する相談 DV・離婚に関する相談	月～金(祝日を除く) 8:30～16:00	子育て相談室 (市役所東別館1階)	市子ども幸福課 東 1階 TEL (24) 0112
NPO・ボランティア活動相談	5月21日(水) 13:30～16:30	生涯学習センター (旧大田原図書館)	市政策推進課 A 2階 TEL (23) 8701

**A** 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

**大田原都市計画用途地域の変更、地区計画の決定 および都市計画公園の変更**

市役所周辺地区と実取地区の用途地域を4月1日から一部変更しました。

● **変更された土地の区域**：本町1丁目、紫塚1丁目、住吉町2丁目および実取の各一部

また、良好な環境を形成・保持するため、あわせて地区計画を決定しました。

● **決定された土地の区域**：本町1丁目、紫塚1丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目および実取の各一部

中央多目的公園を都市計画公園に追加しました。詳細については、左記へお問い合わせください。

問 都市計画課 **B** 2階  
TEL (23) 8711

**知事と語ろう！  
とちぎ元氣フオーラム**

県政の課題など、県民の皆さんと知事が直接話し合うフオーラムです。

● **日時**：7月5日(土)午後1時30分～(2時間程度)

● **場所**：那須与一伝承館多目的ホール

● **定員**：100名

● **対象**：県内に在住、通勤、通学している方

● **申込方法**：6月20日(金)までに、住所・氏名・年齢・電話番号・性別・職業(学校名)を明記の上、左記へはがき・FAX・メールで申し込み。  
※託児、手話通訳、要約筆記を希望する方は、その旨を記載してください。

問 県広報課

TEL 028(623)2158

FAX 028(623)2160

mailto:kocho@pref.tochigi.lg.jp

**文化・教養**



**第1回 芸術文化研究所  
作品展**

国内外で絵画・彫刻を発表する芸術家の作品を展示します。

● **作家**：▼絵画 伊藤 晋吾

▼彫刻 木村俊也、芝田典子、日原公大

● **日時**：4月24日(木)～5月31日(土)午前9時～午後5時

● **入館料**：無料※臨時休館日：火、水曜日

● **ギャラリートーク**：5月11日(日)午後2時～

問 芸術文化研究所  
TEL (59) 0004



**国民年金からのお知らせ**

平成26年4月1日に年金機能強化法が施行され、そのうち年金給付に関する改正事項についてお知らせします。

■ **子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます**

改正前は、夫が亡くなった場合に子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていました。改正後は子のある夫にも支給されます。

■ **未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます**

改正前は、未支給年金(亡くなった方が受け取るはずであった未払いの年金)を受け取れる遺族の範囲は、「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でした。改正後は「上記以外の3親等内の親族」(甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など)まで拡大されます。

■ **国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます**

改正前は、国民年金の任意加入被保険者(サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていた方)が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間に算入されませんでした。改正後はこの未納期間が受給資格期間に算入されます。

■ **繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます**

改正前は、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日後に繰下げの請求があったときは請求の翌月から増額された年金が支給されていました。改正後は請求が遅れたときでも、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

■ **障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになります**

改正前は、障害基礎年金または障害厚生年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでしたが、改正後は省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。

■ **さかのぼって障害者特例による支給を受けられるようになります**

老齢厚生年金の受給者が障害の状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する程度)にある場合に適用される特例制度が改正され、すでに障害年金を受けている方が請求した場合には、定額部分の年金を受け取れる時期が請求月の翌月ではなく、老齢厚生年金の受給権を取得したときまでさかのぼって支給されます。

■ **年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります**

年金の受給者が所在不明となって1カ月以上経過した場合、世帯員(住民票上の世帯が同一の方)はその旨を年金事務所へ届出していただくことになりました。(生存の事実確認ができない場合は、年金の支払いが一時止まります。)

問 国保年金課 **A** 1階 TEL (23) 8928  
大田原年金事務所 TEL (22) 6311